

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】令和6年2月27日(2024.2.27)

【公開番号】特開2023-153288(P2023-153288A)

【公開日】令和5年10月17日(2023.10.17)

【年通号数】公開公報(特許)2023-195

【出願番号】特願2023-134884(P2023-134884)

【国際特許分類】

C 08 F 212/06(2006.01)

10

【F I】

C 08 F 212/06

【手続補正書】

【提出日】令和6年2月15日(2024.2.15)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

20

【特許請求の範囲】

【請求項1】

スチレン系単量体と不飽和カルボン酸系単量体とを構成単位として含むスチレン系共重合樹脂であって、

前記スチレン系共重合樹脂中の前記スチレン系単量体単位及び前記不飽和カルボン酸系単量体単位の合計含有量を100質量%とするとき、前記スチレン系単量体単位の含有量が86質量%以上92質量%以下であり、前記不飽和カルボン酸系単量体単位の含有量が8質量%以上14質量%以下であり、

荷重50N、昇温速度50 / hで測定したビカット軟化温度をT1()とし、荷重10N、昇温速度120 / hで測定したビカット軟化温度をT2()とするとき、T1が105以上であり、(T2 - T1) / T1が0.061以上0.072以下であり、

Z 平均分子量(M_z)の重量平均分子量(M_w)に対する比(M_z / M_w)は1.5以上2.5以下であることを特徴とする、スチレン系共重合樹脂。

【請求項2】

前記不飽和カルボン酸系単量体単位は、メタクリル酸、アクリル酸、無水マレイン酸、マレイン酸、フマル酸又はイタコン酸の単量体単位である、請求項1に記載のスチレン系共重合樹脂。

【請求項3】

前記スチレン系共重合樹脂(A)は、(メタ)アクリル酸エステル単量体単位をさらに有し、前記スチレン系共重合樹脂(A)の全単量体単位100質量%に対して、前記(メタ)アクリル酸エステル単量体単位を5質量%以下含有する、請求項1又は2に記載のスチレン系共重合樹脂。

【請求項4】

前記スチレン系共重合樹脂(A)のメルトフローレート(MFR)は、0.5(g / 10min)以上5.0(g / 10min)以下である、請求項1~3のいずれかに記載のスチレン系共重合樹脂。

【請求項5】

前記スチレン系共重合樹脂(A)の厚み2mmプレートの曇り度は、1.5%以下である、請求項1~4のいずれかに記載のスチレン系共重合樹脂。

40

30

50

【請求項 6】

請求項 1 に記載のスチレン系共重合樹脂とともに、ゴム変性スチレン系樹脂及び／又はスチレン系樹脂を含有する樹脂組成物。

【請求項 7】

請求項 1 に記載のスチレン系共重合樹脂、又は請求項 6 に記載の樹脂組成物から構成される非発泡シート。

【請求項 8】

請求項 1 に記載のスチレン系共重合樹脂、又は請求項 6 に記載の樹脂組成物から構成される発泡シート。

【請求項 9】

請求項 1 に記載のスチレン系共重合樹脂、又は請求項 6 に記載の樹脂組成物から構成される二軸延伸シート。

【請求項 10】

請求項 7 ~ 9 のいずれかに記載のシートを成形してなる食品包装容器。

10

20

30

40

50